

教育規程および施行細則（訓練機関）の改正

第8章 指導者養成

施行細則

8-3-10 訓練機関（集合訓練）の指導要員の資格と選任

2025年	9月	6日	教育推進本部会合承認
	10月	4日	理事会承認
2026年	4月	1日	施行

改正理由：コミッショナーベーシックトレーニング、及びコミッショナー任務別研修の指導要員の資格は教育規程 8-16（日本連盟トレーニングチーム）第 2 項に基づき、指導者訓練の企画、実施、運営法等を習得したトレーナーで担当することに変更するものである。

教育規程改正

条文番号	改正前	条文番号	改正後	備考
8-3-10 訓練機関（集合訓練）の指導要員の資格と選任	【指導要員の資格】 主任講師、所長、コースディレクター：コミッショナー、リーダートレーナー その他の指導要員：コミッショナー、リーダートレーナー、副リーダートレーナー		【指導要員の資格】 主任講師、所長、コースディレクター：コミッショナー、リーダートレーナー その他の指導要員：コミッショナー、リーダートレーナー、副リーダートレーナー	

以上